

令和2年8月

事業者様

三重県環境生活部廃棄物対策局  
廃棄物・リサイクル課長

PCBを含む変圧器・コンデンサー、安定器などをお持ちではありませんか  
(高濃度PCB廃棄物の処分期間の終わりが近づいています)

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、化学的に安定した性質を有していること、また、絶縁性が高いことから変圧器やコンデンサーなどの機器、照明器具の安定器などに利用されてきました。しかし、その後、人体への有害性が明らかとなったため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年6月に制定され、PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB廃棄物の適正保管、処分期間(下表のとおり)内の適正処分及び保管状況等の届出などが義務付けられています。

三重県内のPCB廃棄物の処分期間

廃棄物の種類		処理施設	処分期間
高濃度 PCB 廃棄物	照明器具の安定器、 ウエス等の汚染物	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	令和3年3月31日まで
	変圧器(トランス)、 コンデンサー等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事業所	令和4年3月31日まで
低濃度 PCB 廃棄物	処分施設毎の認定、 又は許可内容による	無害化処理認定施設又は都道府県 市の許可施設	令和9年3月31日まで

昭和52年(1977年)3月までに建築された事業用建物で、当時の照明器具(蛍光灯・水銀灯)をお持ちの場合は、その照明器具の安定器に、高濃度のPCBが含まれている可能性があります。

また、国内メーカーが平成2年(1990年)頃までに製造した変圧器・コンデンサーなどの電気機器は、PCB汚染の可能性があります。平成6年(1994年)以降に出荷された電気機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。

該当する時期の変圧器・コンデンサーなどの機器や、照明器具(蛍光灯・水銀灯)の安定器について、PCBを含んでいるかの御確認をされていない場合は、同封の資料により御確認いただき、万が一発見された場合には御連絡をお願いします。御連絡いただきましたら、その後の手続きについて御説明します。処分期間内の処分に御協力いただきますようお願いします。

なお、この書類は、旧財団法人電気絶縁物処理協会が作成した「電気絶縁物処理協会台帳データ」に記載された方のうち、その後の手続きを行ったことが確認できなかった事業者の皆さまへ送付するものです。三重県ではさまざまな対象者の方に、PCBの適正な処分について御連絡を行っておりますことから、他の御連絡と重複した場合は御容赦ください。

<郵便番号> <住所>  <事業者等の名称>  <管理番号>	<事業場に関する情報を記載>
---	----------------

### 連絡・問い合わせ先

○PCBを含むかどうかの判別方法の問い合わせ

○PCBを含む電気機器や安定器等を発見した時の連絡

三重県PCB調査事務局（株式会社ゼンリンに委託しています。）



0120-920-492

（フリーダイヤル）

FAX 059-227-2807

メールアドレス pcbmie@zenrin.co.jp

受付期間 令和2年10月9日まで

（期間後は下記の事務担当へ御連絡ください）

8:30~17:15（土曜、休日、祝日を除く）

事務担当

三重県 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課  
廃棄物規制・審査班 PCB担当 鈴木、中村

電話 059-224-2475

FAX 059-222-8136

E-mail haikik@pref.mie.lg.jp